

○国立大学法人筑波技術大学FD・SD企画室規程

〔平成19年4月27日〕
規程第11号

最終改正 令和4年3月28日規程第29号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学組織及び管理運営に関する規則（平成17年規則第1号）第12条第1項の規定に基づき、FD・SD企画室（以下「企画室」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(企画検討事項)

第2条 企画室において、次に掲げる事項を企画検討する。

- (1) 全学のFD(Faculty Development:教育改善のための教員研修)・SD(Staff Development:事務系職員の資質向上のための研修)の企画立案及び実施に関する事項
- (2) FD・SDの在り方に関する事項
- (3) その他本学におけるFD・SDに関する事項

(組織)

第3条 企画室に室員を置き、次に掲げる者で組織する。

- (1) 各部局から推薦され、学長が指名する者 各2名
- (2) 事務局から推薦され、学長が指名する者 2名
- (3) その他学長が指名する者 若干名

2 前項に規定する室員のほか、学外の有識者・専門家をアドバイザーとして委嘱することができる。

第4条 前条の室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。
- 3 欠員を生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第5条 企画室に室長及び副室長を置く。

- 2 室長は室員のうちから学長が指名し、副室長は、室員のうちから室長が指名する。
- 3 室長は、企画室の業務を総括する。
- 4 副室長は、室長を補佐し、室長に事故あるときは、その職務を代行する。

(意見の聴取)

第6条 室長は、必要があると認めるときは、室員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(報告)

第7条 室長は、必要に応じ企画室の検討状況を学長に報告するものとする。

(事務)

第8条 企画室に関する事務は、総務課及び聴覚障害系支援課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、企画室の運営に関し必要な事項は、企画室が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。